

第23期 第7回 宗谷海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和8年3月16日（月）11時15分～
- 2 開催場所 稚内市中央4丁目18-1 稚内水産ビル 5階会議室
- 3 会議成立報告 委員定数15名中、対面9名、ウェブ参加2名計11名の出席があり、委員会は成立。
- 4 委員会出席者

宗谷海区委員会 （委員）	沖野平昭 岡田直行 神田浩史	奈良満 桜庭研兒 今井靖雄	大谷由博 齋藤孝良 小泉幸一	山田勝行（WEB） 山上辰昭（WEB）
宗谷総合振興局	水産課長 技師 主事	稲葉秀雄 金城圭吾 岸川翔汰		
宗谷海区事務局	事務局長 専門主任	辻宏幸 藤木亜季		
- 5 議事録署名委員 奈良満 小泉幸一
- 6 議長 会長 沖野平昭
- 7 議事事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
議案第2号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第3号 特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
- 8 報告事項
（1）各種連合海区漁業調整委員会の開催結果について
（2）特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 9 その他の事項
（1）次回の委員会について
- 10 会議の顛末
事務局長： それではただ今から、第23期第7回宗谷海区漁業調整委員会を開催いたします。開催にあたり、沖野会長よりご挨拶申し上げます。

会長： 本日の委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、時節柄、何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は公務ご多用のところ、宗谷総合振興局から稲葉水産課長ほか、ご担当者の方々にご臨席をいただいております。厚くお礼を申し上げますとともに、本委員会でのご指導につきまして、よろしく願いいたします。今年も3月に入り、雪解けも進んで、春が近づいて参りました。港では、冬の間上架していた漁船を下ろし、かにかご漁業やほたて漁業がはじまるなど、浜も活気づいてきましたが、今年が豊漁となり、漁業にとどまらず、関連する産業全体が大いに盛り上がっていくことを期待したいと思います。さて、本日の委員会でございますが、議題は、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」など全3件、そのほか報告事項がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。最後になりますが、皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局長： それでは、これより沖野会長を議長として議事を進めてまいります。会長、よろしくお願いいたします。

議長： それでは、議事に入る前に、出席人員及び会議成立の報告をいたします。委員定数15名中、対面9名、ウェブ参加2名、合計11名の出席がございますので、本委員会は成立します。次に、議事録署名委員の指名をいたします。奈良委員と小泉委員のお二人にお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。内容について、事務局より説明願います。

事務局長： 本議案につきましては、振興局水産課からお願いします。

岸川主事： 漁業管理係の岸川と申します。座って説明させていただきます。それでは、議案第1号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についてですが、本日は、水産林務部漁業管理課からの諮問が3件、漁業種類6件分となっております。これを審議していただきたく議案の上程をお願いしております。それでは、議案第1号表紙をめくっていただきますと、折り込みとなっておりますがA3版の一覧表がございますので、これにより説明させていただきます。整理番号1番、資料番号は1-1、「さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域、道内者）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、操業区域・使用する船舶の総トン数・漁業を営む者の資格・公示隻数はそれぞれ宗谷・オホーツク海域で10トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有する者で公示隻数は8隻、宗谷・オホーツク海域で20トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は64隻、宗谷・オ

ホーツク海域及び根室海峡海域で10トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は26隻、宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域で10トン以上20トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は36隻、宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域で20トン以上40トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は17隻、宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域で40トン以上200トン未満の船舶を使用する場合、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は23隻、合計174隻の公示を予定しております。申請期間は、いずれも令和8年5月1日から令和8年6月1日までとなっております。備考欄に1ページから16ページと記載しておりますが、5～6ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続いて、整理番号2番、資料番号は1-2、「いか釣り漁業（北海道沖合海域、道内者）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、いか釣り漁業は操業区域が多く、その区域ごとに許可隻数が公示されることから別表により整理しています。A3版資料を1枚めくっていただき別表①をご覧ください。資料のとおり、操業区域ごとに区分分けの上、許可隻数が公示されます。また、漁業を営む者の資格として、北海道に住所を有する者のほか、操業区域に面する北海道内の港に所在する漁業協同組合からの陸揚げ同意が必要になります。今回の公示隻数は28区分で合計994隻となっております。区分別の公示隻数等については、後ほどご確認いただければと思います。A3版資料の1枚目に戻っていただき申請期間ですが、全ての区分で令和8年3月30日から令和8年4月30日までとなっております。備考欄に17ページから32ページと記載しておりますが、17～21ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続いて、整理番号3番、資料番号は1-3、「いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、1年許可となっておりますので、昨年もご審議いただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、先ほど説明したいか釣り漁業（道内者）と同様に操業区域が多く、その区域ごとに許可隻数が公示されることから別表により整理しています。A3版資料を2枚めくっていただき別表②をご覧ください。資料のとおり、操業区域ごとに区分分けの上、許可隻数が公示されます。また、漁業を営む者の資格として、関係県に住所を有する者のほか、いか釣り漁業（道内者）と同様に、操業区域に面する北海道内の港に所在する漁業協同組合からの陸揚げ同意が必要になります。今回の公示隻数は12区分で合計273隻となっております。区分別の公示隻数等については、後ほどご確認いただければと思います。A3版資料の1枚目に戻っていただき申請期間ですが、全ての区

分で令和8年3月30日から令和8年4月30日までとなっております。備考欄に33ページから46ページと記載しておりますが、33～36ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

金城技師： 資料1-4からは、わたくし漁業管理係、金城から説明させていただきます。続いて、整理番号4番、資料番号は1-4、「いるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、1年許可となっておりますので、昨年もご審議いただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、操業区域は北海道沖合海域となっております、使用する船舶の総トン数は20トン未満、漁業を営む者の資格は北海道に住所を有する者で公示隻数は6隻となっております。申請期間は、令和8年6月1日から令和8年7月1日までとなっております、備考欄に47ページから56ページと記載しておりますが、47ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続いて、整理番号5番、資料番号は1-5、「かにかご漁業（べにずわいがに）（日本海北部海域）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、1年許可となっておりますので、昨年もご審議いただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、操業区域は日本海北部海域となっております、使用する船舶の総トン数は200トン未満、漁業を営む者の資格は宗谷総合振興局・留萌振興局・石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所を有する者で公示隻数は3隻となっております。申請期間は、令和8年4月30日から令和8年5月29日までとなっております、備考欄に57ページから66ページと記載しておりますが、59ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続いて、整理番号6番、資料番号は1-6、「えびかご漁業（利尻・礼文海域）」についてです。諮問の内容ですが、制限措置等の公示案の諮問となります。本漁業は、3年許可であり、今般一斉更新の時期となったことから諮問させていただいております。許可等の基準については、今回変更がありませんので横バーとしております。制限措置の内容ですが、操業区域は宗海共第49号共同漁業権漁場海域となっております、使用する船舶の総トン数は20トン未満、漁業を営む者の資格は天塩郡幌延町を除く宗谷総合振興局管内に住所を有する者で公示隻数は3隻となっております。申請期間は、令和8年3月27日から令和8年4月27日までとなっております、備考欄に67ページから76ページと記載しておりますが、69ページに今回の諮問内容である公示案があり、以降に参考資料として制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上、議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第1号について、異議ない旨北海道知事へ答申してよろしいでしょうか

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程します。内容について事務局より説明願います。

事務局長： 議案第2号「北海道資源管理方針の一部改正について」、ご説明いたします。資料2の1ページの諮問文をご覧ください。漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙1のとおり改正したいので、当委員会の意見を聴くものです。3ページ別紙1に北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が令和7年6月30日時点のもの、左が今回の改正案となり、改正部分には下線を引いております。改正内容ですが、19ページ、「資料1-1、北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」をご覧ください。今回の改正内容の1点目は、（1）くろまぐろ大型魚が特別管理特定水産資源に指定されることに伴う本文及び別紙1の一部改正です。これは、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、令和8年4月1日付けの漁業法施行規則の一部改正により30キログラム以上のくろまぐろ（大型魚）が、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして「特別管理特定水産資源」に指定され、漁業法及び省令のTAC報告期限に関する規定の一部が改正されることから、関係規定を一部改正するものです。具体的な改正内容ですが、4ページ新旧対照表をご覧ください。本文の第6、「その他の資源管理に関する重要事項」の1の（2）に漁獲量等の報告に関する漁業法第30条の条項を引用している規定があり、そこに第2項が追加されることから、文言整理するものです。また、8ページの左下、「（2）漁獲量の管理の手法等」の①に規定する漁獲量等の報告期限について、漁業法施行規則の一部改正によりくろまぐろ（大型魚）のTAC報告期限が「陸揚げした日から3日以内」とされ、「特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、これによることが適当でない」と認められるものについては都道府県資源管理方針に定める期間とされました。道内におけるくろまぐろ大型魚の流通について、大半は産地市場において計量されていますが、道南など一部の地域では、産地市場での計量を経ずに消費地市場に流通しているものがあり、出荷調整などにより陸揚げした日から3日以内にTAC報告を行うことが困

難な場合があります。このため、採捕した特定水産資源（くろまぐろ大型魚）の漁獲量が初めて計量される場所が、陸揚港以外の場所である場合は、「陸揚げした日から10日以内」とするものです。次に改正内容の2点目ですが、19ページに戻っていただき、(2)別紙1-10するめいかの知事管理区分の対象とする漁業等に、「北海道知事の許可により実施する北海道立総合研究機構の試験研究」を追加するものになります。記載内容は13ページ新旧対照表をごらんください。本件については、昨年11月から小型するめいか釣り漁業の採捕が停止されたことを受け、水産庁の助言も踏まえ、緊急的な措置として北海道知事が北海道立総合研究機構に対し特別採捕の許可を発給し、知事管理区分の採捕枠を利用した調査を実施したところであり、事後的な追加となりますが、知事管理区分の対象とする漁業等として規定するものです。なお、当規定の追加は、昨年実施した緊急的な措置を今後も恒常的に行おうとするものではなく、昨年実施したことを踏まえ、可能性のある措置として規定する趣旨ですので申し添えます。次に改正内容の3点目ですが、19ページの(3)その他として、年次更新に伴う字句の変更や、数量明示のTAC資源の別紙「その他資源管理に関する重要項目」に、法31条に定める漁獲量の公表の基準を追加するほか、修辭上の修正を行っております。詳細は新旧対照表のとおりとなっておりますので、のちほどご確認をお願いいたします。また、21ページ以降に改正案全文をつけていますので、併せてご確認ください。北海道資源管理方針の一部改正に係る説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員 席： （意見等なし）

議 長： ご意見等がないようですので、議案第2号について、異議ない旨北海道知事へ答申してよろしいでしょうか。

委員 席： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、議案第3号「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。内容について事務局より説明願います。

事務局長： 議案第3号、「特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」をご説明いたします。資料1ページの諮問文をご覧ください。今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和8年4月から令和9年3月までを管理期間とする「くろまぐろ（小型魚）及び（大型魚）」、「すけとうだら各系群」、「するめいか」の3魚種です。加えて、令和8管理年度の「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」、「すけとうだ

ら太平洋系群」、「すけとうだら日本海北部系群」、「すけとうだら根室海峡」及び「するめいか」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。まず、令和8管理年度の漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。諮問文を一枚おめくりいただいた、3ページ別紙1に今回、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、魚種ごとに順次説明して参ります。7ページ、資料1-1、「令和8年のTACについて」をご覧ください。これは、今年の2月20日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て、国から示された、令和8管理年度におけるTACの当初配分に基づき、北海道に定められた数量などの概要を示したものです。まず、すけとうだら太平洋系群ですが、表の左側「国の資源評価」の右から2列目、MSYを達成する親魚量は25万6,000トンのところ、その1つ左ですが2024年の親魚量は32万0,000トンと、目標管理基準値を上回る資源状態となっております。令和8管理年度のTACは、表の右側、「農林水産大臣が定める漁獲可能量」の左側ですが、前年から3万5,000トン減の15万8,000トン、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分は、前年から8,500トン減の9万1,300トン、北海道漁獲可能量も前年から4,300トン減の6万4,800トンとなっております。次に、日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は29万3,000トンのところ、2024年の親魚量は16万2,000トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっております。資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき、令和8管理年度のTACは前年から6,300トン増の2万6,000トンで、沖合底びき網漁業への配分が前年より4,300トン増の1万7,500トン、北海道漁獲可能量は2,000トン増の8,400トンとなっております。なお、国の資源管理基本方針では、TAC未利用分が生じた場合、当初TACの5%を上限に翌管理年度TACへ繰り越すこととなっており、令和7管理年度の繰越数量が令和8管理年度中に追加配分される場合がございます。次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源ですが、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮した漁獲可能量が算定されております。令和8管理年度のTACは、「オホーツク海南部」が前年より2,000トン増の、6万0,000トンで、北海道漁獲可能量は現行水準、「根室海峡」は前年と同じ1万5,000トンで、全量が北海道漁獲可能量となっております。次に、するめいかですが、するめいかは冬季発生系群と秋季発生系群があり、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われております。最新の資源評価の結果、冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は25万5,000トンのところ、2024年の親魚量は5万7,000トン、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は25万5,000トンのところ、2024年の親魚量は4万7,000トンと、両系群とも、限界管理基準値を下回る状態と評価されています。令和8管理年度は暫定的に、TAC管理開始後の最大の漁獲実績に、その実績を達成した年の資源量と直近の資源量の平均値との比率を乗じた値をもとにTACが設定されております。両系群を

合わせた漁獲可能量は昨年から4万9,200トン増の6万8,400トンで、うち北海道漁獲可能量は5,300トン増の6,600トンとなっています。なお、令和9管理年度以降のするめいかの漁獲シナリオや期中改定ルールについては、令和8管理年度中に複数回ステークホルダー会合を開催し、議論するものとされています。次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。11ページ、資料1-2、【すけとうだら】をご覧ください。基本的な配分の考え方は昨年と同様となっております。配分の考え方②ですが、「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。なお、根室海峡は管理区分が一つですので、1万5千トン全量を根室海峡すけとうだら漁業へ配分します。③ですが、「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。④ですが、「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和4年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分することから、すけとうだら日本海漁業は下の図の一番左側ですが、6,050トンの配分となります。⑤ですが、「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「令和2年から4年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「令和7年のTAC配分比率」を1:1で按分した比率で配分することから、道南太平洋6万1,300トン、道東太平洋3,500トンとなり、道東太平洋のうち、すけとうだら道東太平洋漁業へは1,700トン配分することになります。また、道南太平洋海域における6万1,300トンについて、「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分は、平成29年1月16日付けで定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分することから、道南太平洋すけとうだら漁業は4万4,500トンとなります。これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、12ページ、資料1-2の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。次に、14ページ資料1-3【するめいか】をご覧ください。するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、6,600トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。次に、15ページ資料1-4くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）をご覧ください。くろまぐろにつきましては、令和7年12月8日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て、国から令和8管理年度におけるTAC数量が示されております。くろまぐろについては、令和4管理年度から小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、漁業法に基づいて道が認定する資源管理協定において、海域別の管理を行う体制としており、令和8管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量をこれまでどおり、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。北海道への配分量については小型魚が142

トン、大型魚が446.5トンと、どちらも前年当初と同量の配分となっております。今後、令和7管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保から追加配分される予定となっております。なお、49ページ参考資料3に水産政策審議会で決定された「令和8管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分について」、59ページ参考資料4には令和6年12月の水産政策審議会で決定された、令和7管理年度以降の配分の考え方を示した「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を添付しており、国から各都道府県や大臣許可漁業へのくろまぐろ配分の考え方等が示されておりますので、必要に応じてお目通し願います。また、16ページ、資料1-5として、今ご説明した各魚種の令和7年と令和8年の配分量を比較した表を添付しておりますので、参考としてください。17ページ以降に水産政策審議会で説明された資源評価結果や当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。最後に資料戻りますが5ページ、別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。「1. 背景」ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告の対応ができることとされてきたところです。「2. 令和8管理年度の取扱い」ですが、（1）くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除することとする。（2）すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。（3）すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。（4）すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。また、すけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の減少分については、各管理区分の当初配分の配分比率に応じ、各管理区分の当初配分から差し引くこととする。（5）すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。（6）するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。なお、補足として、暫定的に定める令和8管理年度のするめいか漁獲シナリオにあたっては、国の留保は最小限として追加配分は基本的に行わないこととされましたが、その代わりに、定置網等の待ち網漁業を有する都道府県への配慮として、令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分について、国の留保に繰り入れた上で、数量明示の都道府県へ優先配分されることとされております。これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更で

あることから、漁業への影響を考慮し迅速な配分を行うため、これまで同様に関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。長くなりましたが、諮問内容の説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長： ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。

委員席： （意見等なし）

議長： ご意見等がないようですので、議案第3号について、異議ない旨北海道知事へ答申してよろしいでしょうか。

委員席： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように議決し北海道知事に答申します。続きまして、報告事項に入ります。それでは、報告事項（1）について、事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項1について説明致します。日本海まぐろ漁業連合海区、北部日本海連合海区、道北連合海区の3委員会が令和8年2月24日に札幌で開催され、宗谷海区からも関係委員に出席いただきましたので、その結果について報告します。まず、1ページ日ま連ですけれども、議案第1号については、副会長として、亡くなられた花田委員に代わり、檜山海区の松崎委員が選出されました。議案第2号として、令和8年度の委員会指示及び事務取扱要領、事務取扱方針について審議され、いずれも年度の更新及び会長名の変更ということで、異議無く可決されました。議案第3号として、留萌管内から2名、武蔵堆における新規操業要望があり、異議なく決定しております。次に報告事項（1）ですが、日本海まぐろ漁業の結果について、令和7年の漁獲尾数は前年の約1.5倍となる5,079尾、漁獲重量は前年の1.4倍となる203トン、漁獲金額は前年の1.3倍となる3億2,743万円となりました。（2）令和8年各海域の操業協定書案については、各海域とも年度更新、代表者の変更のみで異議なく了承されました。次のページですが、（3）個人情報保護事務取扱要綱、（4）公文書開示事務取扱要綱については、いずれも軽微な変更となっております。（5）くろまぐろ漁業の知事許可化の検討状況について、漁業管理課から、国では広調委承認を令和9年4月からの許可化に向けて検討される見込みにあるため、道としては、その前に水産庁や関係県と具体的な協議を行い、枠組みを整理したいとの説明がありました。次に3ページ、北部日本海連合です。協議事項として、令和8年度の操業協定案について審議されましたが、毎年全いか協会から要望されているパラシュート型アンカーの使用は今年度も認めず、年度変更のみとすることで異議無く了承されました。また、報告事項（1）いか釣漁業の漁獲状況について、令和7年の漁獲量は昨年約7割となる195トン、金額は約5割の

1億4,427万円となりました。(2)いか釣漁業によると思われる漁具被害の状況については、令和7年は前年に引き続き被害はありませんでした。

(3)個人情報保護事務取扱要綱、(4)公文書開示事務取扱要綱については、いずれも軽微な変更となっております。最後に4ページ、道北連合海区です。議案第1号として令和8年度道北連合海区委員会指示及び承認事務取扱要領について審議され、こちらも年度更新及び会長名の変更のみで、異議無く決定しました。報告事項として、(1)令和6年度の漁獲成績報告ですが、漁獲量は前年の90%の718トン、金額は前年の111%の1億3,554万円となりました。(2)令和7年度の承認隻数については、前年より72隻少ない185隻でした。報告は以上となります。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

委員席： (意見等なし)

議長： 続きまして、報告事項(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局長： 報告事項(2)について説明致します。報告資料2の1ページをご覧ください。くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について、令和8年2月16日付けで道水産林務部より報告がありました。次のページに、変更内容を示しておりますが、他県との融通により、小型魚が167.7トンから17トン減少して150.7トン、大型魚が564.6トンから15トン増加して579.6トンとなっております。こちらは更に2月27日付けで変更の通知があり、4ページですが、他県との融通により、小型魚が150.7トンから4トン減少して146.7トン、大型魚が579.6トンから4トン増加して583.6トンとなっております。なお、今回の変更につきましては、いずれもあらかじめ定められた機械的な配分によるものであるため、海区委員会への諮問を行わず、事後報告とさせていただいております。説明は以上です。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

委員席： (意見等なし)

議長： 報告事項は以上でございます。次に事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局長： 今年度の宗谷海区委員会は本日が最後となります。次回委員会は5月下旬から6月中旬での開催を予定しております。後日、日程照会させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長： ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

委員席：（意見等なし）

議長： 本日の予定は以上となりますが、全体を通して何かございませんか。

委員席：（意見等なし）

議長： なければ、これを持ちまして本日の委員会を終了します。本日は、おつかれさまでした。

（終了）

前記顛末は事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和 8 年 3 月 16 日

宗谷海区漁業調整委員会

会 長 沖野平昭

議事録署名委員 奈良 瑞

議事録署名委員 小早 幸一